

静岡市立清水病院手話通訳者派遣実施要領

(目的)

第1条 この事業は、静岡市立清水病院において、通院もしくは入院している聴覚障害者及び音声・言語機能障害者（以下「聴覚障害者」という。）等に対し、手話通訳のサービスを提供することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、静岡市清水福祉事務所とする。

(派遣場所及び派遣人員)

第3条 手話通訳者を、静岡市清水宮加三1231番地、静岡市立清水病院医事課へ1人派遣するものとする。

(派遣時間)

第4条 派遣時間は、次のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から金曜日
- (2) 午前8時30分から午後0時30分（1日 4時間）

(手話通訳者の業務)

第5条 手話通訳者は、次の業務を実施する

- (1) 聴覚障害者及び病院職員に対する手話通訳

(業務報告書の作成)

第6条 手話通訳者は、1日の業務終了後、業務報告書（別紙様式）に記録し、医事課長の決裁を得て、これを保管するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

別紙様式

| | | | |
|------------------|-----------|-----------------|---------|
| 平成 年 月 日 (曜日) | | 医事課長 決裁印 | |
| 手話通訳業務報告書 | | | |
| 下記のとおり報告いたします。 | | | |
| | | 業務終了時刻 午後 時 分 | 通訳者氏名 印 |
| ※業務内容 | | | |
| | 対 象 者 氏 名 | 内 容 | 所要時間 |
| 1 | | 男 女 外来 入院 手話 要約 | 分 |
| 2 | | 男 女 外来 入院 手話 要約 | 分 |
| 3 | | 男 女 外来 入院 手話 要約 | 分 |
| 4 | | 男 女 外来 入院 手話 要約 | 分 |
| 5 | | 男 女 外来 入院 手話 要約 | 分 |
| 6 | | 男 女 外来 入院 手話 要約 | 分 |
| 7 | | 男 女 外来 入院 手話 要約 | 分 |
| 8 | | 男 女 外来 入院 手話 要約 | 分 |
| 9 | | 男 女 外来 入院 手話 要約 | 分 |
| 10 | | 男 女 外来 入院 手話 要約 | 分 |
| | そ の 他 | 介 助 件 | 案 内 件 |
| 特記事項 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |